

## 「日本年金機構」が 来年1月1日からスタート!

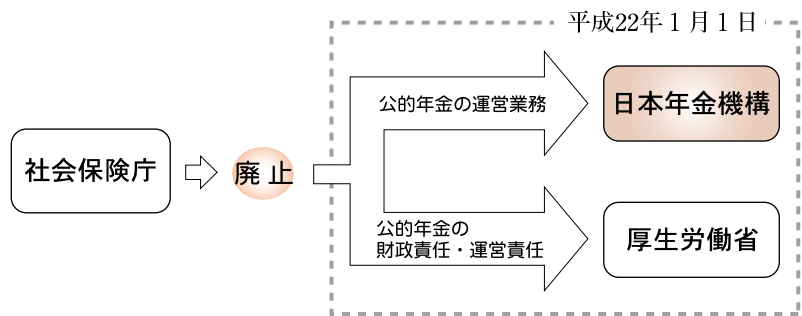
国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

○現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。

○日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険料や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただきます。国民の皆様方に何らかの手続きをしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。

○日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

社会保険庁が廃止され、  
新たに「日本年金機構」がスタートします。



### 扶養親族等申告書の 提出はお済みですか？

老齢年金等（老齢または退職を支給事由とする年金）には、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります（障害年金や遺族年金には税金はかかりません）。所得税は受け取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは年金額が158万円以上の方のみです（65歳未満の方は108万円）。

所得税には、納税者の税を負担する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。公的年金等に係る源泉徴収の際にこの控除を受けるためには、あらかじめ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（ハガキ）」（以下「扶養親族等申告書」という）を社会保険庁に提出しなければなりません。

この扶養親族等申告書は、毎年10月下旬に社会保険業務センターから対象となる年金受給者の方に送付されますので、必要事項を記入のうえ、社会保険業務センターに返送してください。

なお、提出期限は12月上旬です。提出期限が過ぎてしまった場合でも、提出がまだお済みでない方は、

すみやかに返送してください。

また、扶養親族等申告書が届かない場合や、なくしてしまった場合などには、社会保険庁ホームページをご覧ください。お近くの社会保険事務所（TEL933-3439）または市役所年金課（TEL973-5498）、または「ねんきんダイヤル」（0570-051165）にお問い合わせください。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届書です。申告書が提出されない、控除申告がないものとして扱われてしまいますので、忘れずに提出してください。

扶養親族がいなくても提出は必要です。  
提出を忘れると所得税が多くなってしまいますので、気をつけてね!

